

大河原町告示第 149 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による宮城県柴田郡大河原町条例制定請求書を受理したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 1 項の規定により、請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 16 日

大河原町長 齋 清



記

1 宮城県柴田郡大河原町条例制定請求代表者の住所及び氏名

宮城県柴田郡大河原町字町 3 番地 6 ライオンズコーポ 201 号
山 口 正 憲

2 宮城県柴田郡大河原町条例制定請求の要旨

現在土盛り工事の進捗がみられる白石川右岸河川敷等整備事業（にぎわい交流拠点施設整備及び管理運営）について、多くの町民から 43 億円もの税金を投入する事業を拙速に進めるべきでない、説明がおろそかであるとの声が寄せられている。また、この事業すら知らない町民も多く 2 度にわたる住民説明会と、パブリックコメントでは周知不足は明らかである。町長は 7 割の町民が良い、概ね良いとの調査結果が出ているとの答弁をしているが、わずか 100 名程度のアンケート調査をもって町民の総意であるかのような見解は民主主義を軽んじている。

令和 4 年に七十七銀行系のコンサルによるサウンディング調査（市場性の有無、実現可能性や課題を把握する調査）においても民間の感覚では明るい見通しが立たない可能性も指摘されております。町の独断で進められていると町民に受け取られても仕方のない現状であります。

計画段階で賛成した議員複数名からも事業への妥当性に疑問を投げかける質問が多く、議事録を確認いたしました。

すでに令和 7 年 3 月議会の補正予算第 1 号が提出され、43 億円の債務負担行為は可決承認され、令和 7 年 5 月から参画業者選定が始まり、11 月に参画業者が決定し契約業務が行われるその前に町民の意思を確認することは当然のことと考えます。令和 8 年 3 月 31 日に土盛り工事終了時にこの事業を凍結し計画を見直すべきと考えます。

議員各位には間接民主制である議会場で可決承認したものについて、町民へ直接賛否を問うことに抵抗のある方がいるでしょうが、この事業に賛成の議員にはこれだけの多くの税金を投入するのですから、町民の賛成多数をもって計画を進めることがフェアなやり方とは考えられないでしょう

か。賛成にせよ反対にせよ、町民の意思がはっきりとわかるような形にすべきです。

このような思いから、私たちは憲法、地方自治法が保証する町民の意思表示の手段として、住民投票を実施することを求め、本条例の制定を直接請求いたします。